

## 平成29年度 住宅建築技術高度化・展開推進事業

### 基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業のうち 住宅省エネ化推進体制強化（全国レベルの体制強化）等を行う 事業を実施する者に対する補助事業の公募についての公示

平成29年3月17日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

この度、平成29年度住宅建築技術高度化・展開推進事業における、基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する事業のうち住宅省エネ化推進体制強化（全国レベルの体制強化）等を行う事業を実施する者に対する補助事業の公募を開始しますのでお知らせします。

本事業は、新築住宅の省エネ基準適合率を平成32年度までに100%とすることを目指し、地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における住宅省エネ化推進のための体制の整備・強化を図るため、全国各地域における体制強化の統括及び全国各地での住宅省エネ技術講習の網羅的な実施に取り組もうとする者に対し、国が必要な費用を補助するものです。

※ 本公募は、平成29年度予算によるものであり、平成29年度予算成立が事業実施の前提となります。

#### 1 補助対象とする事業の内容

住宅省エネ化推進体制強化（全国レベルの体制強化）

※ 事業内容の詳細については、公募要領を参照すること。

#### 2 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成29年4月中旬から平成30年3月下旬（予定）

#### 3 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全てを満たす者であることを要件とする。

- (1) 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。

- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

#### 4 公募要領の交付期間及び担当部局等

- (1) 交付期間  
平成29年3月17日(金)14:00から  
平成29年3月30日(木)18:00まで
- (2) 担当部局  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 高橋  
電話 03-5253-8111 (内線 39422) ファクシミリ 03-5253-1629  
電子メール takahashi-h2yq@mlit.go.jp
- (3) 方法  
上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって配布  
公募要領の交付を希望する場合は、予め(2)の担当まで事前連絡を行うこと。

#### 5 応募書類の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限  
平成29年3月31日(金)18:00まで(必着)
- (2) 場所  
4(2)に示す担当部局
- (3) 方法  
持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合はA4サイズとし5部、FAX又は電子メールの場合は1部。(FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。)  
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。
  - ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。  
「Just System 一太郎 Government7」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Adobe Acrobat ReaderXI」以前に限る。
  - ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
  - ・ 印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。※ 応募に関する質問は、公募要領に記載した方法(電話、FAX又は電子メール)にて受け付ける。(来訪等による問い合わせには対応しない。)

#### 6 審査・採択方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

#### 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は4(2)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった応募書類は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を応募書類を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領等による。